



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 有害図書等の指定（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 1
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定・2件（建築指導課）…………… 2

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 6

### 監査委員事項

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等…………… 7

### 人事委員会事項

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

## 告 示

### 沖縄県告示第287号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

令和元年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名
文庫本	今すぐ使えるワル知恵 2 0 0	2018年 6 月 21 日 発行	株式会社鉄人社
雑誌	裏マニアックス 極太裏辞典 MAX	2019年 1 月 22 日 発行	株式会社三オブックス
雑誌	臨増ナックルズDX	vol. 17	株式会社大洋図書

2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 沖縄県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、令和元年 8 月 2 日から同月 16 日まで一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 2 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字徳佐田13番1から 西原町字徳佐田35番4まで	44.2m ～ 55.0m	44.1m
	西原町字徳佐田7番1から 西原町字翁長564番まで	19.3m ～ 30.3m	169.0m
新	西原町字徳佐田13番1から 西原町字翁長564番まで	14.0m ～ 55.0m	243.3m
	西原町字徳佐田7番1から 西原町字翁長564番まで	19.3m ～ 124.1m	169.0m

**沖縄県告示第289号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、令和元年8月2日から同月16日まで一般の縦覧に供する。

令和元年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 浦添西原線
- 2 供用開始の区間 浦添市字仲間361番8から西原町字翁長564番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月3日

**沖縄県告示第290号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和元年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 西原町字千原1番1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成31年4月17日 沖縄県指令土第350号

**沖縄県告示第291号**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和元年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 西原町字千原1番1ほか29筆

- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成31年4月17日 沖縄県指令土第353号

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 CORAL21ネットワークシステム機器の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和元年8月1日現在において5年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部総合情報政策課ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.htm>）からダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
  - (3) 申請書等の受付期間 令和元年8月16日（金曜日）から同月29日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和元年11月29日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称

- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

#### 8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

#### 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するCORAL21ネットワークシステムの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 CORAL21ネットワークシステム機器（以下「機器」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 令和元年8月2日付け沖縄県公報定期第4765号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるCORAL21ネットワークシステム機器の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
  - イ 機器の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を令和元年8月29日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、機器の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該機器に障害が発生した場合において、1日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
  - ウ 納入しようとする機器の機能等証明書を令和元年8月29日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器を納入することができることを証明した者
- (2) 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和元年8月29日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 自主的に結成された共同企業体であること。
  - イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は(1)アに該当する者であること。
  - ウ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
  - エ 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあつては30パーセント以上、3社の場合にあつては20パーセント以上でなければならない。
  - オ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
  - カ 共同企業体として(1)イ及びウの要件を満たすこと。

- (3) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和元年8月16日（金曜日）から同月29日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和元年8月16日（金曜日）から同月29日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年9月11日（水曜日）午後2時
  - (2) 場所 沖縄県庁舎14階総合情報政策課OA研修室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和元年8月16日（金曜日）から同月29日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和元年9月11日（水曜日）午前11時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Bids to be tendered  
Lease of network equipment for the computer network system at Okinawa Prefectural Government.  
(this includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form  
Period: From 16 August, 2019 through 29 August, 2019 (Except for Saturday and Sunday)  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division  
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time  
September 11, 2019 (Wednesday) 2:00 p.m.  
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Wednesday September 11, 2019.)
- (6) Bid opening  
Date and Time: September 11, 2019 (Wednesday) 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division, OA Training Room
- (7) Division in charge  
Comprehensive Information Policy Division  
Department of Planning  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan  
Telephone number 81-98-866-2036

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年8月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月10日 沖縄県指令土第579号、平成29年10月16日 沖縄県指令土第711号（変更）、平成31年3月7日 沖縄県指令土第184号（変更）、令和元年6月6日 沖縄県指令土第428号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字喜舎場甲斐川原1276番4ほか32筆、1324番1の一部及び1373番の一部（2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 広場
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 北谷町字浜川243番地 株式会社ハッピースター 代表取締役 春口毅、北谷町字港8番地10 PROJECT-M合同会社 代表社員 名嘉山盛隆
- 5 検査済証番号 令和元年7月16日 第4570号
- 6 工事完了年月日 令和元年7月12日

## 監 査 委 員 事 項

**沖縄県監査委員告示第 2 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年 8 月 2 日

沖縄県監査委員 當 間 秀 史  
 沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子  
 沖縄県監査委員 西 銘 純 恵  
 沖縄県監査委員 座 喜 味 一 幸

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
木戸秀徳	那覇市具志 2 丁目 29 番 7 号 YAMA I C H I ビル 102
嘉陽田洋平	那覇市首里当蔵町 2 丁目 4 番地 6
宇保新一	那覇市字田原 309 番地 1 テラスナビ 401

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和元年 8 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

## 人 事 委 員 会 事 項

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 2 日

沖縄県人事委員会  
 委員長 高 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第16号**

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第42条」に改める。

第 1 条中「、第15条の 2、第17条から第22条まで並びに第28条の 4 から第28条の 6 まで」を「並びに第17条から第22条の 3 まで」に改める。

第28条の見出しを「（選考により採用する職）」に改め、同条中「職へ職員を採用する場合は、選考により行うことができる」を「職への採用は、選考により行うものとする」に改める。

第33条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6 月間」とあるのは「1 月間」と、「90日に満たない」とあるのは「15日に満たない」と、「90日に達するまで、採用後直ちに 6 月を超える期間にわたる研修又は教育を受け、その後実務に従事する職員については、当該研修又は教育の期間が終了するまで」とあるのは「15日に達するまで」と、「条件付採用期間の開始後 1 年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第34条第 1 項中「任命権者は」の次に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「場合においては」を「ときは」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「場合」を「とき。」に改め、同項第 3 号中「場合、」を「とき、又は」に改め、「4 人を加えた数に」を削り、「場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が 5 人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合」を「とき。」に改める。

第37条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 会計年度任用職員の職

第37条第 2 項中「前項」の次に「（第 3 号を除く。）」を加える。

第42条を削り、第43条を第42条とする。

別表第1中「(選考により採用することができる職)」を「(第28条関係)」に改め、同表第9項を次のように改める。

9 会計年度任用職員の職

別表第2中「(選考により昇任させる職)」を「(第29条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為等)

- 2 改正後の第28条第1項第1号及び別表第1第9項の規定による会計年度任用職員の職への採用についての選考は、この規則の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定によりその例によることとされる会計年度任用職員の職への採用についての選考は、任命権者に委任する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---